

4 中間処理施設の概要

| | |
|------|--|
| 施設名称 | 汚泥再生処理センター(番の州浄園) |
| 事業主体 | 坂出、宇多津広域行政事務組合 |
| 所在地 | 坂出市番の州町10-2, -3 |
| 敷地面積 | 約3,300㎡ |
| 延床面積 | 3,086.11㎡ 処理棟 2,460.31㎡ 管理棟・渡り廊下 483.05㎡ 車庫棟・ストックヤード 81.00㎡ 洗車場 61.75㎡ |
| 竣工 | 平成13年3月 |
| 処理能力 | 85kL/日(生し尿 53kL/日, 浄化槽汚泥 32kL/日) |
| 処理方式 | 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理設備 受入貯留設備……細目スクリーン+繊維除去装置+スクリュープレス 主処理設備……RU式し尿膜分離高負荷処理方式 高度処理設備……凝集膜分離+活性炭吸着 汚泥処理設備……脱水+乾燥焼却+堆肥化 脱臭設備……高濃度臭気:生物脱臭, 焼却脱臭 中濃度臭気:薬液洗浄+活性炭吸着 低濃度臭気:活性炭吸着 |

5 し尿・浄化槽汚泥処理の流れ

(1) 収集運搬体制

生し尿は市直営による定期収集, 浄化槽汚泥は許可業者による収集

(2) 中間処理計画

収集した生し尿及び浄化槽汚泥は, 現在と同様, 汚泥再生処理センター(番の州浄園)で中間処理を行う。

(3) 最終処分計画

生し尿及び浄化槽汚泥を中間処理した後に発生する脱水汚泥は, 汚泥再生処理センター(番の州浄園)で焼却処理が行われ, その焼却残渣は坂出環境センターで埋立処分が行われている。